

平成21年度 償却資産(固定資産税)の申告について

法人および個人が所有している償却資産は、地方税法第383条の規定により毎年1月31日までにその内容を申告していただくことになっていきます。提出期限に遅れないよう早めの申告をお願いします。

1. 申告義務者とは...

平成21年1月1日現在、志賀町内に償却資産を所有している人。
 ※前年度申告した人へは既に申告書等を送付しています。
 ※新規事業者などで今年度初めて申告する人は税務課まで連絡してください。申告記載用紙を送付します。

2. 固定資産税の課税対象となる償却資産とは...

土地および家屋以外の有形の固定資産で現に事業の用に供しているものおよび事業の用に供することができる資産(ただし、電話加入権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は除く。)をいい、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入

される性格のもの(法人税又は所得税が課されない者が所有するものを含みます。)

【償却資産の種類と具体例】

種類	主な償却資産の具体例
構築物	発・変電設備、駐車場のフェンス、舗装路面、門、庭園、緑化施設、広告塔など
機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、土木建設機械(ブルドーザー、パワーショベルなど)各種産業用機械および装置など
船舶	モーターボート、漁船、貨物船など
車両及び運搬具	構内運搬車、運搬台車など※自動車税および軽自動車税の課税対象とならないもの
工具器具及び備品	パソコンなどOA機器、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、各種自動販売機、医療機器、測定工具、電話設備、エアコン、陳列ケース、冷蔵庫など その他業務用の備品

3. 申告期限

平成21年2月2日(月)

4. 機械および装置の耐用年数について

平成20年度の税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、「機械および装置」を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。
 平成21年度の申告以降、過去に申告した「機械および装置」も含めて、改正後の耐用年数での申告が必要になります。
 ※過去に申告した資産については、資産取得時に遡って再評価を行うものではありませんのでご注意ください。

5. お問い合わせ

税務課資産税係まで

☎ 32-9141(直通)



《実地調査協力をお願い》
 税務課では、地方税法第353条及び408条に基づき、「適正かつ公平な課税」に向けた実地調査(事業所を訪問しての帳簿・現物照合調査および質問等)を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。
 また、実地調査などにもなつて修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけではなく、資産の取得時期に応じて遡及することがあります。

《ご注意ください》
 申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合、または正当な理由がなく申告をしない場合は、罰則規定により罰金または過料を科せられることがあります。(地方税法350条、同350条)

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった皆さんへ

■控除しきれなかった分は 住民税(所得割)から控除されます

**申告が
必要です!**

平成19年度実施の税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

申告期限
平成21年
3月16日まで

平成20年以降、**住民税の住宅ローン控除**の適用を受けるためには、**毎年申告が必要**となります。

住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

お問い合わせ

志賀町役場 税務課住民税係

☎32-9142

平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成21年3月16日までに、平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない人	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる人	所得税の確定申告書と一緒に税務署へ提出

■「年金申告説明会」を開催します

公的年金等の受給者を対象に、自分で確定申告書を作成するための申告書作成説明会を開催します。ぜひ、この機会をご利用ください。
会場では税務署の担当者が申告書の受け付けも行います。

開催日	時 間	場 所
平成21年 1月29日(木)	午前 午後	富来活性化センター1階 大ホール 志賀町役場1階 大会議室
	10時~12時 2時~4時	

用意するもの

- (1) 税務署から送付された確定申告書 (A様式) および所得税の確定申告書の手引 (A様式)
- (2) 筆記用具 (ボールペン)、電卓など
- (3) 印鑑
- (4) 添付書類として必要なもの

還付金の振込先(金融機関および口座番号)の分かるもの)

(1) 注意

1. 説明を聞きながら申告書を作成してもらいますので、開始時間までに必ずお越しください。

2. 説明会では、**事業所得、不動産所得** および**雑損控除の説明会はしません。**
(申告書B様式で申告する人の説明はしません。)

お問い合わせ

七尾税務署 個人課税第1部門

☎076715219336

志賀町役場 税務課住民税係

☎32-9142

- (5) 還付申告の場合

能登半島地震により被害を受けられた皆さんへ

「雑損控除申告説明会」を開催します

雑損失の繰越控除を受ける人（平成19年分所得税の確定申告で雑損控除を合計所得金額から引き切れなかった場合）や平成20年中に災害に関連した費用を新たに支出した人は、この機会をご利用ください。

開催日		時間		場所
平成21年 1月27日（火）		午前 9時30分～12時	午後 2時～4時30分	富来活性化センター1階 大ホール 志賀町役場1階 大会議室

雑損控除申告説明会における持参書類

1. 被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価格等）の分かるもの

【住宅関係】

- ① 資産内容等：固定資産税等課税資産内訳書、登記簿謄本、権利書など
- ② 取得価格：請負契約書、売買契約書など

【家財関係】

- ① 被害を受けた家財の明細等（種類、取得年月日、取得価格）
- ② 家族状況（①が不明な場合）

【車両関係】

- ① 購入時の関係書類（領収書等）
- ② 車検証



- 2. 被害を受けた資産の修繕費、取り壊し費用、除去費用その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細の分かるものおよびその領収書※契約書、見積書、領収書、振込通知書など

- 3. 被害があったことよって受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額が分かるもの（支給見込額も含む）
- ① 保険会社等からの支払通知書、通帳など
- ② 被災者生活再建支援制度による支給書類

- 4. 市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、同証明書（写しも可）または被害のあったことが分かるもの

- 5. 筆記用具、計算機



・雑損失の繰越控除を受けられる人は、平成19年分の所得税の確定申告書の控えを用意してください。

・また、平成20年中に災害に関連した費用を新たに支出した人は、平成20年中に支出した災害に関連した費用の分かる書類（請求書や領収書など）を用意してください。

確定申告書を提出される人へ

作成された確定申告書は提出できませんが、説明会は雑損控除額の計算が中心となりますので、ご了承願います。

お問い合わせ

七尾税務署 個人課税第1部門

☎ 076715219336

志賀町役場 税務課住民税係

☎ 3219142

確定申告および町県民税申告に向けて

1. 申告相談日程

志賀町では、平成20年分の確定申告および町県民税の申告相談を平成21年2月16日(月)から3月16日(月)にかけて予定しております。地区ごとの詳しい日程や申告書の書き方などについては、広報2月号でお知らせします。申告予定の人は、早めに準備を始めましょう。

2. 申告書は自分で作成しましょう

申告はあなたにとって、とても大切なことです。自分で申告書を作成しましょう。また、インターネットをご利用の人は、自宅やオフィスにしながら申告書の作成と申告ができる「確定申告書等作成コーナー」(e-tax)をぜひご利用ください。



●国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>)

●e-taxホームページ

(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

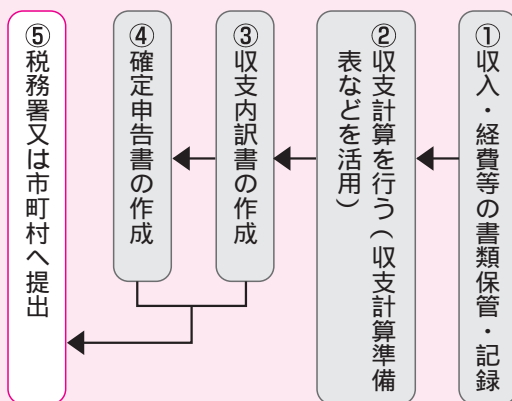
3. 農業所得を申告する人へ

申告に向けて、まず収支計算を行い、「収支内訳書」を作成しましょう。



◎確定申告までの流れ

確定申告を行うまでのおおまかな流れは次のとおりです。



◎収支計算とは

他の事業所得と同様に、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算

注意事項

※収支内訳書を作成せずに申告相談に向くと、申告終了までに長時間を要する場合や、必要書類を取りに行っていた場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※米、果樹、家庭菜園などで、もっぱ

出す方法です。

収入金額 — 必要経費

＝ 所得金額

◎収支計算を行うには

この計算をするためには、出荷伝票などの収入金額の分かる書類と、領収書などの必要経費の分かる書類の保存と日々の取り引きの記録(帳簿)が必要になります。

◎準備する書類

【収入金額となるもの】

- 米や野菜などを販売して得た代金
- 雑収入(農業についての補助金・農作業の委託料など)

これらの収入金額がわかる書類
出荷伝票・納品書(控)など

【必要経費となるもの】

- 種苗・肥料・農薬・農具・作業用衣類など
- 小作料などの農地借地料
- 農業用として使用した光熱水費・減価償却資産
- 農業共済掛金・土地改良費
- 農作業委託料など

これらの必要経費がわかる書類
請求書・納品書・領収書など

☆JA(農協)と取り引きされている人

で、JAが作成する確定申告支援用集計表などがあれば、収支計算をより簡単に行えます。

